

(別紙)

固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書

令和 年 月 日

飯 山 市 長 様

住 所

氏名（名称）

電 話 番 号

地方税法（附則）第 条第 項 号 の適用を受ける償却資産について、
別紙書類を添付して届け出ます。

所 在 地	資産の名称	形式番号 ・ 仕 様	数量	取得年月	取得価格（円）
				年 月	
				年 月	
				年 月	

（備考）

- 1 この様式にあっては、任意のものでも結構です。
- 2 種類別明細書の摘要欄には、特例規定の適用条項（裏面参照）を記載してください。
- 3 特例適用が確認できる資料（届出書、許認可書の写し等）を添付してください。

(参考)

令和3年度 償却資産に係る課税標準の特例規定（抜粋）

適用条項（根拠法令：地方税法）	対象資産
法第349条の3の4	被災代替償却資産
法第349条の3第27項	家庭的保育事業の用に供する償却資産
法第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産
法第349条の3第29項	事業所内保育事業の用に供する償却資産
法附則第15条第2項第1号	汚水又は廃液処理施設
法附則第15条第2項第5号	下水道除害施設
法附則第15条第27項第1号イ	再生可能エネルギー発電設備（太陽光・1,000kw未満）
法附則第15条第27項第1号ロ	再生可能エネルギー発電設備（風力・20kw以上）
法附則第15条第27項第2号ハ	再生可能エネルギー発電設備（水力・5,000kw以上）
法附則第15条第27項第1号ハ	再生可能エネルギー発電設備（地熱・1,000kw未満）
法附則第15条第27項第1号ニ	再生可能エネルギー発電設備 （バイオマス・10,000kw以上20,000kw未満）
法附則第15条第27項第2号イ	再生可能エネルギー発電設備（太陽光・1,000kw以上）
法附則第15条第27項第2号ロ	再生可能エネルギー発電設備（風力・20kw未満）
法附則第15条第27項第3号イ	再生可能エネルギー発電設備（水力・5,000kw未満）
法附則第15条第27項第3号ロ	再生可能エネルギー発電設備（地熱・1,000kw以上）
法附則第15条第27項第3号ハ	再生可能エネルギー発電設備（バイオマス・10,000kw未満）
法附則第15条第34項	企業主導型保育事業の用に供する固定資産
法附則第64条	中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備